

木城町告示第12号

平成25年第4回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年5月31日

木城町長 田口 晃史

1 期 日 平成25年6月7日（金）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

後藤 和実君

堀田 廣幸君

原 博君

税田 輝房君

神野 源生君

山田 秋吉君

宮崎 勝正君

中竹 義一君

中村 一也君

甲斐 政治君

○6月10日に応招した議員

同上

○6月13日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

平成25年 第4回(定例)木城町議会会議録(第1日)

平成25年6月7日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成25年6月7日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
 - ②報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
 - ③報告第2号 木城町障害者基本計画策定について
 - ④報告第3号 法人の経営状況を説明する書類について
- 日程第4 議案第39号 木城町総合計画策定条例の制定について
- 日程第5 議案第40号 木城町総合開発計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第41号 平成25年度木城町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第42号 平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第43号 平成25年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第45号 工事請負契約について
- 日程第11 委員会付託の省略
- 日程第12 議案に対する質疑
- 日程第13 各常任委員会議案審査付託
- 日程第14 陳情書の付議
- 日程第15 総務常任委員会陳情審査付託
- 日程第16 散会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
 - ②報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
 - ③報告第2号 木城町障害者基本計画策定について
 - ④報告第3号 法人の経営状況を説明する書類について
- 日程第4 議案第39号 木城町総合計画策定条例の制定について
- 日程第5 議案第40号 木城町総合開発計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第41号 平成25年度木城町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第42号 平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第43号 平成25年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第45号 工事請負契約について
- 日程第11 委員会付託の省略
- 日程第12 議案に対する質疑
- 日程第13 各常任委員会議案審査付託
- 日程第14 陳情書の付議
- 日程第15 総務常任委員会陳情審査付託
- 日程第16 散会

出席議員(10名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 後藤 和実君 | 2番 堀田 廣幸君 |
| 3番 原 博君 | 5番 税田 輝房君 |
| 6番 神野 源生君 | 7番 山田 秋吉君 |
| 8番 宮崎 勝正君 | 9番 中竹 義一君 |

10番 中村 一也君

11番 甲斐 政治君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中井 諒二君 議事調査係長 鍋倉 貴行君
書 記 眞崎 哲子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	田口 晃史君	副町長	半渡 英俊君
教育長	小野 順章君	総務課長	横田 学君
財政課長	田中 義彦君	会計管理者	伊藤 章君
企画課長	渕上 達也君	環境整備課長	石井 雄二君
教育課長	加藤 伸一君	税務課長	長友 英親君
福祉保健課長	中村 宏規君	町民課長	押川 道彦君
産業振興課長	間 吉田辰郎君	監査委員	桑原 正憲君

午前9時00分開会

○事務局長（中井 諒二君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。今一度、ご確認ください。

なお、本定例会は、クールビズ対応としております。

それでは皆様ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから、平成25年第4回木城町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

平成25年第4回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、6月4日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであり

ます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、中村一也君、1番、後藤和実君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 政治） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月13日までの7日間にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月13日までの7日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（甲斐 政治） 日程第3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査の結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。

別紙、議長の会務報告により、主なものを報告いたします。

3月、4月は卒業式や卒園式、また入学式、入園式が主な行事でございました。

5月13日から16日、第2回目の議会報告会を町内8会場で実施いたしました。今回は、議員みずからの呼びかけも足りないこともあり、前回より約70名ほど少ない参加者でありましたが、よかったと、期待するという声もあり、前向きな参加者が多くおられたことを感じることができました。

寄せられた意見につきましては、精査をして執行部にお届けをしたいと思えます。また、報告会のあり方についても改めて検討したいと思えます。

5月24日、児湯郡（市）町村議会議長会議員研修会が本町リバリスで開催され、田口町長に来賓のご挨拶をいただきました。その後、全国町村議会議長会議事調査部長の三宅達也氏の講演を拝聴しましたが、大変歯切れのよい語り口で、自治法改正と地方議会の取り組みについて講演

をされました。木城町議会においても、今後の検討課題になるべき諸問題について、ご示唆いただいたと感じたところです。

5月27日から29日、第38回町村議会議長会研修会が東京都で開催されましたが、時間の合間を縫いまして、宮崎県東京事務所で園芸販売部実績、企業立地の推進などの説明を受けました。その中で東京と大阪の市場の比較をすると、数量では断然大阪が多いんですけども、金額については東京が高いと。単価の高いものが東京に流れていると。販売するのは東京のほうがいいんですが、輸送コストのリスクをどうするかという課題があるということでございます。

28日の研修会では、基調講演、シンポジウムがありましたが、東京大学の金井教授が、「道州制については、平成の市町村合併と同じリスクを負い、周辺部の声を届きにくくし、それを大規模に行う政策である。自治体の体力が落ちてしまう。職員なくしてサービスなしであろう」というような講演でございました。

29日は、2名の方の講演を聞いて、全日程を終了いたしました。

5月30日、平成25年度県道東郷西都線整備促進期成同盟会総会が日向市で開催され、産建委員長の後藤委員長と半渡副町長、所管課長職員と出席をいたしました。24年度の事業報告、決算、25年度の事業計画、予算が全て承認されました。また、役員改選により、今年度より田口町長が会長に選任をされたところです。

6月4日、県町村議会議長会臨時総会が開催され、椎葉村の那須清議長が宮崎県町村議会議長会会長に選任されました。私も、日之影町議会議長と監事に選任されたところであります。

以上で、議長の会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査の結果の報告については、別紙がお手元に配付してありますのでそれにより報告にかえます。

次に、議員派遣の報告を行います。

会議規則第127条第1項の規定により、議員派遣された件は、別紙議員派遣の報告のとおりであります。

別紙報告書1番、第2回木城町議会報告会、2番、平成25年度児湯郡（市）町村議会議員研修会、3番、平成25年度県道東郷西都線整備促進期成同盟会総会の件については、先ほどの議長の会務報告の中で報告いたしましたので省略いたします。

以上で、議員派遣の報告が終わりました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。

まず、町長の政務報告、次に、報告第1号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）、次に、報告第2号木城町障害者基本計画策定について、次に、報告第3号法人の経営状況を説明する書

類について（有限会社グリーンサービス・コスモス）、以上4件について、町長の報告を求めます。町長。

○町長（田口 晃史君） 平成25年第4回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用の中ご出席賜り厚くお礼を申し上げます。

3月定例議会以降の政務について、主な事項のみご報告をいたします。

まず、始めに、4月の5日ですが、木城町交通安全のつどいを役場玄関前で行ったところでございます。例年、1月、2月は非常に木城町は交通事故といえますか、成績が悪くて、1月、2月はワースト2位、3位というような状況でありました。春の全国交通安全運動に伴い実施をしたところですが、4月末現在、ワースト19位というような位置であります。これからもより一層、交通安全に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、4月の7日ですが、木城町戦没者慰霊祭を城山で行ったところでございます。150名前後のご参列をいただき、ご英霊への安らかな祈りと感謝をしつつ、また、平和への誓いを新たにいたしましたところでございます。

次に、4月の12日ではありますが、高鍋土木事務所長が来庁されまして、東郷西都線の改良等についてのご報告を受けたところでございます。塊所橋から下流に向かって1.9キロを今回整備をするということではありますが、山を切るということは非常に急峻な地域で困難であるということで、全てダムのほうに出すと。そして、一部については、橋梁で改良を図っていくというような説明をいただいたところでありまして、町といたしましても協力をしてまいりたいと考えております。

それから、4月の18日ですが、木城温泉館湯ららの安全祈願祭を行いまして、4月20日に、新たに再開をいたしましたところでございます。4月は9日間で6,551名の方においでいただきまして、1日平均728名というような盛況でございました。5月は、一月で1万4,853名の入館者がありまして、1日平均が550名というような状況でございます。現在は、大体1日300名程度で落ち着いているような状況でございます。

それから、4月の24日ですが、25年度の行政事務連絡員の初会合を行ったところでございます。25年度の委嘱状をお願いいたしまして、町の主な政策等をご説明し、また、議長にもご挨拶をいただき、新年度の予算と事業、教育方針等について、ご説明をしたところでございます。

5月の7日ですが、口蹄疫埋却地にかかる整備起工式が川南町で行われまして、知事等ご来席をいただき行ったところでございますが、本町は7カ所の2.8ヘクタールを今年度中に整備を行うことといたしております。なお、整備に当たっては、受益者の負担は原則としてございません。

それから、19日ですが、川原ごんげん自主防災会発会式が行われまして、参加をしたところ

でございます。町内では初めての、第1号ということで、今後、他の自治公民館にもこうした組織ができることを期待をいたしているところでございます。

次に、5月の26日ですが、衆議院議員遠山清彦氏への要望活動を行ったところでございます。高城橋につきましては、橋と歩道部分につきましても、以前から議長等におかれましても県に要望活動されているところでございますが、高城橋は昭和26年に架設をされまして、築62年という年月を経て老朽化をいたしております。延長が160メートルあるわけですが、こういった状況で今後かけかえについて要望してまいりたいということで、6月の9日に——まだ数日先になりますが、松下国土政務官が宮崎で講演がございまして、また、太田国土交通大臣もお見えになるといということで、同じ要望を行ってまいりたいと、そのように考えております。

それから、29日ですが、宮日新聞移動編集局が来まして、木城町の移動編集が行われたところでございますが、6月18日から4日間、掲載されるということでありまして、8年ぶりに木城町に回ってきたところでございます。町のPRはもちろんですが、いろんな面で期待し、楽しみにしておるところでございます。

それから、6月の1日ですが、置県130年記念式典に議長と一緒に出席をいたしました。鹿児島県から分県をいたしまして、130年の式典が行われたところでございます。

以上で政務報告を終わらせていただきます。

続きまして、報告第1号から3号についてご報告を申し上げます。

報告第1号は、「繰越明許費繰越計算書について」であります。

平成24年度木城町一般会計予算に係る繰越明許費は、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号は、「木城町障害者基本計画策定について」であります。

この計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、本町における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な方向を定めたものであります。

今回の策定に当たりましては、分野別施策の実施計画として、障害者自立支援法に基づく木城町障害者福祉計画を一体的に策定したものでございます。

報告第3号は、「法人の経営状況を説明する書類について」であります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、町の出資法人であります有限会社グリーンサービス・コスモスの第10期経営状況を報告いたします。

有限会社グリーンサービス・コスモスは、平成15年設立以来、10年が経過いたしました。平成24年度から利益率の低い営農部門をすべて廃止し、黒字部門でありました菜っ葉屋の指定管理受託につきましても、大所高所の見地からふるさと振興協会に移行し、当初の設立趣旨であ

りました遊休農地の解消や農作業受託だけに切りかえ、経営の改善に着手したところでございます。

では、経営内容についてご説明申し上げます。

あらかじめ配付させていただいておりますお手元の書類の5ページ損益計算書をごらんいただきたいと思っております。

始めに、営業損益であります。農作業受託売り上げ896万248円。それに対します売上原価は689万8,567円。差し引きの売上利益は206万1,681円。その額から販売費及び一般管理費の736万8,407円を差し引いた後の530万6,726円が営業損失となりました。

一方、営業外損益は、家賃収入や雑収入など71万2,613円、また営業外費用は23万794円で、482万4,907円が経常損失となっております。

さらに、特別利益として、町から運営補助金として392万5,538円の収入がありました。また、特別損失はなく、89万9,369円が税引前当期純損失となっております。

この額から法人税等を差し引きました第10期の当期純損失は、108万1,869円となっております。

4ページに戻っていただきまして、資産の状況であります。資本金9,917万円のうち、第10期決算までの累積赤字が8,290万4,749円となっており、純資産といたしましては、1,626万5,251円となっております。

初期投資の農業機械の導入経費、並びに過去の営農部門における赤字の影響などで、大変厳しい経営状況にありましたが、営農部門を完全に廃止したことや経費の節減、農作業受託の増加等により、徐々にではありますが、損益額は減少傾向にございます。

このように、わずかながら経営状況は改善していると判断をいたしておりますが、依然として厳しい状況に変わりはありません。

次に、参考資料に「年度別決算状況及び各部門の収入状況」を記載してございますので、お目通しいただきたいと思っております。

まとめといたしまして、有限会社グリーンサービス・コスモスの本来の目的は、高齢化に伴う遊休農地の解消、農家負担の軽減といった、農村地域が抱えている喫緊の課題を解消するという公的側面が強い事業を実施しているところでございます。

本来であれば受託収入で、当該経費を賄うのが理想であります。経費が割高となる形状の悪い土地や小規模面積の土地などを、公社の公的役割から積極的に受託している状況にあります。この分野につきましては、他の農作業受託組織に積極的な受託を行わせることは難しく、民間事業者との競合性は低いことから、行政目的の兼ね合いからも、高い公益性のある組織として、木

城町にはなくてはならないものと考えております。

今後も、さらに無駄をなくし、コスト削減はもちろんのこと、利用者に安心して信頼され、地域に貢献できる会社となるよう指導を徹底してまいりたいと思います。

議会の議員の皆さんにおかれましても、一層のご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

以上で報告第3号の説明を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、町長の行政報告は終わりました。

報告第3号については、慣例により質疑を行います。

報告第3号法人の経営状況を説明する書類についてを議題といたします。

報告第3号に対する質疑はありませんか。2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） まず最初、25年度も一般会計、機械導入を含めて1,600万円近い公的資金の投入をするわけです。昨年度も人件費の公的資金を投入するに当たり、私が6月の定例会で、一般質問の中で、もう直接営農しないと、土地について、売却をしてその運営資金に充てるべきだと。いわば、これは一般企業で言えば、経営破綻状態なんです。その経営破綻状態してる会社に公的資金を投入するには、一般社会で言えば、自分の持ってる財産・資産を処分して、これではどうにもなりませんから、グリーン・コスモスの持続性というのは我々も理解しております。公的資金投入も当然だと、木城町の農業を守るという観点から当然でありますけれども、将来、町民の理解を得るためには、財産処分をされた方がいいんじゃないですかということを質問いたしました。

副町長、そのときの答弁は、宅地については法的な問題がある。あと、田んぼ、畑、ハウスについては売却の方向で検討いたしますという答弁でありましたが、聞くところによりますと賃貸という形を取っておられますが、売却でなく、賃貸をされた理由をお伺いいたします。それが1点目です。

2点目は、その賃貸収入——いわゆる小作料は、年間総額でグリーン・コスモスに幾ら入ってくるのでしょうか。これが2点です。

3点目は、そのうちのハウスの賃貸先について、町民から私のほうに届いている声をそのまま質問いたします。これは6月3日月曜、そしてきのう6月6日に、ある町民の方から批判を受けております。

その賃貸先の一部に適切でない部分がある。不公平である。その情報を知り得る立場にある者だけが真っ先に手を挙げて、一般町民でもあそこのハウスを借りて営農したいという希望者がおるかもわからん。町民に周知した後に、議員とか農業委員は最後に手を挙げるべきで、最初からその人にもう賃貸がしてあるちゅうような形は、特権行為を利用した、議員はそんなことばかり

しちよっちゃねえかとお叱りを受けました。

この町民の批判に対して、どうお答えをされますか。お伺いたします。3点目です、それ。

4点目は、9ページからの事業計画になりますが、事業計画の中で雑収入等が69万4,000円あります。これは何の雑収入でしょうか。

また後にもありますけども、一応そこで区切りたいと思います。

○議長（甲斐 政治） 副町長。

○副町長（半渡 英俊君） それでは、ただいまの質問4点について、お答えをさせていただきます。

まず始めに、財産、資産の売却関係であります。その賃貸をされている理由ということでございました。資産につきましては、現在ありますのが、田畑の土地、それから宅地、それから事務所、倉庫類、それからハウス等々、それから機械、機具類があるわけではありますが、宅地につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおりであります。それから、田、畑につきましては、売却をするという方向で考えを持っておりましたけども、実際として、今の田んぼ、畑がいわゆる抵当に入っておりまして、早々に売却できないという事情があります。それから、実際問題としては、田畑を買いいたいという方が直接来られていませんので、そういった意味で賃貸をやっている状況であります。

で、資産につきましては、全て持っている田んぼ、畑につきましては、全部賃貸をしております。それから、倉庫の一部につきましても賃貸をしている状況であります。

それから、次に賃貸の金額でありましたが、24年度は5ページの中ほどに受けとり家賃というのがありますが、いわゆる49万5,667円であります。内訳につきましては、椎木東部地区の市川さん、それから百合野原の泰保、それから梶原さん、3件に対しまして49万5,667円の賃貸収入を得ているところであります。

なお、25年度になりましては、それにプラスをいたしまして、KKY等々に2社追加をしてお貸しをするということでありますし、また、倉庫、事務所についても、一部会社のほうに賃貸をするということで契約を結んだところであります。

それから、ハウスの賃貸等について、不公平、適切ではない、あるいは情報を持つてる人が優先して云々というご指摘がありましたが、ハウス、田畑、事務所についても、直接グリーンサービス・コスモスのほうに貸してくださいと、言われた方、売ってくださいと言われた方について率先してやっております。

それから、今回ハウスの2件、ハウスについては契約更新という形で利用権設定を農業委員会を通してしていただきました。ご承知のとおり、利用権設定につきましては、貸し手、受け手等々が申し出てそれぞれが農業委員会のほうで調整をされて許可をして利用権を設定していくと

いうことでありますので、それについては、私どもとしては借りたい人がある意味で公平にされたものと認識をしております。

それから、資産の売却で言いますと、機械農機具等については一部もう使わないのがありますので、今年度中にリストアップをいたしまして売却をするという形で、これにつきましては、農機具関係につきましては、週報等を通じて日にちを定めて売却をしていきたいというふうに考えております。

それから、もう1点は9ページの平成25年度事業計画に載っています雑収入等69万4,000円ですが、先ほどお話ししましたように、これは賃貸収入でありまして新たにKKY等にお貸しします。それから、事務所も一部お貸しをいたしますので、そういった家賃を含めまして20万円ほど24年度よりかふえてるということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） そのハウスの一部の賃貸について、私どもとしては公平に扱ったと言われるけれども、一般町民はそう見てない方はおられるわけです。いわゆるわかりやすい言葉で言えば、インサイダー取引じゃないかちゅう人もおられました。

もう事前にそういう周知をしているのは、農業委員なり、議員が一番先にそのことを知るわけです。そこで手を挙げて、その人じゃなくて、一旦やっぱり町民に周知をすると、こういうことでグリーン・コスモスのハウス借りて営農される方はいませんかと町民に呼びかけた後に、誰もいないという場合には、町会議員や農業委員が手を挙げて、それはもうそれで構いません。これは一旦ここで、そういう町民の批判があるんだということをお伝えをしておきたいと思います。

副町長、我々も地区に出向いていて、このグリーン・コスモスの批判、ものすごく受けるんです。けど、農業者の人については、確実に説得をして理解を求めるように腹を割って話すんです。大概、理解してくれやっです。税金を投入しようが、公的支援は。

農業者以外の方は、何で我々の税金をグリーン・コスモスあたりにやらないかんとかという批判は多いんです。先ほど言った賃貸とかそういうもので、なおさら、不信感を抱かれるのに、非常に懸念を持っておりますから、あえてここで質問をさせていただきました。

次の質問が、今回、もみすり機を2台、それからコンバインも1台導入されます。で、25年度の事業計画を見たときに、農作業受託が920万円しかないんです。これ、23年から24年、農作業受託1本化に絞っただけで件数が80件ふえて、面積も30町ぐらいふえて、農作業受託も140万円ふえました。

ところが、来年にかけては乾燥機も2台導入する、コンバインも導入する、オペレーターもふやす。それで、24年度に比べて24万円程度しか利用計画の伸びが見てない。これは意図的に

こういうふうには抑えやったのか、それとも、もうこれだけしか事業が伸ばんのか。

もうもみすり機もふえた、コンバインもふえて、当然受託件数もふえるという見込みでないと、これ1千五、六百万円公的資金を導入して、いや一緒なんですがじゃあ、理解は得られません。それが1点。

もう1つは、これは私が何遍も、副町長ここで立って言いますが、その一貫受託契約と言いますか、今回も乾燥機を2台入れる。合計で5台ですか、6台ですか。5台か。なって、乾燥は引き受けます。稲刈り、乾燥、これグリーン・コスモスで一番の主力。この2つなんです。件数見ても約25%、61件と51件が、もみの刈り取りと乾燥なんです。ここを武器にしていかないと、ほかにやっても伸びません。

それで、もう乾燥機が5台もあるのであれば、もみすり機を導入しましょうや。しかも、色選機つきのもみすり機。これはまだ児湯農協の新富のライスセンターにあるぐらいで、ないんです。

木城町は、ここ3年間、早期米の1等比率が宮崎県下の最低なんです。40%、50%しかない。その等級格差というのは、前は500円じゃったけど今300円。1クラス上がるごとに300円なんです。もみすり機を入れて色選機をすれば、1等比率98%とか、そういうランクです。

で、木城町民の農家所得にもつながる。何よりもグリーン・コスモスの経営、これはもみすり機を買って、もみすりをすれば利益が相当出るんです。専門家が議員の中にもおられますから、これ。くず米とか、いろんなものができて販売するわけですが、ぜひ、ここまで乾燥機をそろえられたのであれば、もみすり機も導入したほうが、今後の一貫経営としては非常にやりやすいと。

これ、今ですわ、買うのは。いつ買うんですか。今です。副町長がそういうふうな返事をされるものとして、質問をいたします。

○議長（甲斐 政治） 副町長。

○副町長（半渡 英俊君） 前向きのご指摘をいただきましてありがとうございます。

まず最初の、農作業受託の920万円の設定であります。最低はこれぐらいをしていきたいということでございます。議員ご指摘のとおり、今回、県それから町の多大な助成をいただきまして、コンバイン等を導入いたします。で、それに向けての作業受託もぐっと大幅にふやしたいところではありますが、一応最低ラインということで920万円の設定をさせていただきました。

で、理由が2つ、3つありまして、1つは、現在オペレーターが1人しかいないということで、そういったマンパワーの部分がひとつ問題があります。

それから2つ目は、特に加工用米につきましては、従来は1社で、GSCが独断的にやっていますが、昨年から2社ふえまして、いわゆる3社体制でやるということで、その分を加工用米をちょっと抑えております。いずれにしましても、議員おっしゃるとおり、できるだけ920万円

にこだわらず、その上をいくように経営努力をしていきたいと思えます。

それから、そういったことで受託契約等もやや低めに設定をさせていただいたところであります。

それから、乾燥機の関係であります。乾燥機につきましては、今回3台購入して、5台体制になります。で、今までが大きな石高の乾燥機でありまして、せまちなやつが入ってきたときもそれを使うということで、なかなか効率的に運用できなかつたんですが、今回は11石でありますとか、17石というような、割とせまちに合ったコンバインを導入いたしますので、そういった面では効率的に乾燥できるものと思っております。

それから、最後に色選機のもみすり機の導入のご提案をいただきました。今の言葉で最後を締められましたが、「いつやるのか。今でしょ」という温かい、前向きのご発言もいただきましたので、検討も「今でしょ」という形で前向きに検討させていただきます。ありがとうございます。

○議長（甲斐 政治） 2番。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 今、オペレーターが1名ということを言われました。私、もう2名になってると思いましたが質問させていただいたんですけども、昨年度の人件費の補助、それから今年度もオペレーター2名分の補助額ということで理解しておったんですが、去年の2名分も出しましたよね。これ1名分しかないということは、その残り、残額についてはどう処理されたのか。

それから、本年度も2名分の0.8。これ、なぜ0.8なんですか。1.0ではいけないんですか。そのわずか0.8と1.0の金額をとにかく言うつもりはありませんが、何でここら辺に、わずかなものにこだわりやっとなかと思つて。人件費の1.0、ことしはもう可決されましたからあれですけども。それで私は十分だと思います。

さっき言いましたように、前回の一般質問で言いましたように、ほかのやっぱり税金を投入しよる委託管理の指定管理の施設と違って、今まではボーナスも出てなかつた、昇給もない。炎天下の中で、成績が悪いちゃ責められ、ほかのところは事務室の中でクーラー、暖房が効いた部屋でしてボーナスまでわたっている。このグリーン・コスモスの社員だけは、私たちからすれば冷遇されている。その中で、人件費ぐらいは、公的資金導入で1.0でもいいんじゃないですかということをお伺いいたします。

○議長（甲斐 政治） 副町長。

○副町長（半渡 英俊君） オペレーターと人件費の関係であります。オペレーターにつきましては、昨年社員1名入れたところでありますが、本人の希望、それから体調不良により途中退社をいたしました。そういうことで、現在オペにつきましては、1人で頑張つていただいているところであります。

それから、町の助成金であります。町の助成金につきましては、人件費2人分等の80%と

ということで、そういう形で助成をいただいております。金額的な、当初456万円をいただいたんですが、先ほど言いましたように一人途中退社をいたしましたので、そういう関係で、ここはしっかりとやっぱり返すところは返さないかんということで、お手元の資料の4ページの右側の上のほうですか、仮受金というのがあると思うんですが、63万4,462円。これが456万円当初助成補助金をいただきましたが、1名途中退社をいたしましたので、その相当分を63万4,462円、町のほうにお返しをさせていただきました。

ありがたい、前向きのご発言をいただいて、ご提案等もいただいておりますが、できるだけ努力をしながら、無駄をなくしながら頑張っていきたいと思っております。

○議員（2番 堀田 廣幸君） なぜ0.8なのかと。副町長。

○議長（甲斐 政治） 副町長。

○副町長（半渡 英俊君） 1.0いただければありがたいんですが、ただ、グリーンサービス・コスモスは赤字企業といえども、自分たちで何がしかの金を得ているわけですから、その相当分、1.0じゃなくて、その一部を助成をしていただきたいという思いから、0.8というひとつの線を出させていただきました。

ご理解いただきたいと思います。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。3番。

○議員（3番 原 博君） 先ほどの土地、ハウスの賃貸の件ですが、そういう事案ちゅうかあったんですか。例えば公平でないような事案は。

○議長（甲斐 政治） 副町長。

○副町長（半渡 英俊君） 不公平な事案は私どもはないと思っておりますし、田畑については貸してくださいと直接GSCのほうにも来ておりますし、また、農業委員会等を通じてそういった物件はありませんかとありますので、そういった意味では、そういった形にしています。

それから、ハウスについてもそういったことであります。

それから、事務所についても、全て資産については、まず、いってもらわないとわからないという部分もありますので、そういったこられた方については、できるだけ調整がつく範囲で資産の賃貸をしてるということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 3番。

○議員（3番 原 博君） 副町長、例えば町民が公平にしてもらったら、まず教えてもらわんといかん。オフトークなんか流したんですかね。

そういったことやってみて、それが公平なんです。だから、基本的には、来たもんしかって、知り得るもんしか来れんじゃないですか。であれば、まず町民に流さにゃいかんです。それやっ

てますか。お伺いします。

○議長（甲斐 政治） 副町長。

○副町長（半渡 英俊君） そういったご指摘について真摯に受けとめまして、今後、そういった町民に対しまして、町民が不公平感であるとか、そういったものを持たれんように、今後は気をつけてやっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。

以上で、報告第3号に対する質疑を終わります。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案第39号

日程第5. 議案第40号

日程第6. 議案第41号

日程第7. 議案第42号

日程第8. 議案第43号

日程第9. 議案第44号

日程第10. 議案第45号

○議長（甲斐 政治） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第4、議案第39号から日程第10、議案第45号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田口 晃史君） ただいま上程いただきました議案第39号から45号に至る7議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号は、木城町総合計画策定条例の制定についてであります。

この条例は、地方自治法改正において、同法第2条第4項の規定が削除されたことにより、総合計画の基本構想について、議会による議決義務が解かれたところではありますが、木城町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、同法第96条第2項の規定に基づき、引き続き議会において、総合計画の基本構想については、議決すべき事件として、条例を制定するものであります。

議案第40号は、木城町総合開発計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この条例は、木城町総合計画策定条例を制定することに併せて、木城町総合開発計画審議会条例の題名を改めるとともに、条例の内容の一部を改正するものであります。

議案第41号は、平成25年度木城町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算（第1号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,300万円を追加し、予算の総額をそれぞれ42億500万円にするものであります。

歳入の主なものは、町税6,000万円、県支出金1億583万4,000円、繰越金1,562万4,000円等であります。

歳出の主なものは、農林水産業費1億1,556万9,000円、商工費4,696万9,000円等であります。

議案第42号は、平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算（第1号）は、予算の総額に変更はなく、歳出の組み替えをするもので、簡易水道事業費373万円、予備費減額373万円であります。

議案第43号は、平成25年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算（第1号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,410万円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億7,610万円にするものであります。

歳入は、繰入金1,410万円であります。

歳出は、公共下水道費1,413万円、予備費減額3万円であります。

議案第44号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

固定資産評価審査委員会委員であります、黒木一洋氏の任期が平成25年6月24日で任期満了となりますので、同氏を引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年間となっております。

議案第45号は、工事請負契約についてであります。

木城町中央保育所改築建築主体工事を施工するに当たり、5月31日、指名競争入札により、株式会社桑原建設、代表取締役桑原常雄が、2億1,060万円で落札し、取り引きに係る消費税1,053万円を加え、2億2,113万円で契約するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。ご審議いただき、議決くださるようお願い申し上げます。

○議長（甲斐 政治） 3番。

○議員（3番 原 博君） 休憩を求めます。

○議長（甲斐 政治） 町長の提案理由の説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前9時48分休憩

午前9時57分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11. 委員会付託の省略

○議長（甲斐 政治） 日程第11、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第44号、議案第45号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号、議案第45号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第12. 議案に対する質疑

○議長（甲斐 政治） 日程第12、議案に対する質疑を行います。

これより提案されました議案第39号から議案第45号に至る議案の一議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第44号、議案第45号については委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、議案第45号については日程を繰り上げ、質疑、討論、採決までとし、議案第44号については質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。

次に、議案第39号から議案第43号については、総括質疑といたします。

まず、議案第45号工事請負契約についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第45号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより議案第45号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。
これより質疑を行います。議案第44号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終わります。

続いて、議案第39号から議案第43号に至る議案に対する総括質疑を行います。
まず、議案第39号木城町総合計画策定条例の制定についてを議題といたします。
議案第39号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号木城町総合開発計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第40号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号平成25年度木城町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。
議案第41号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号平成25年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第42号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号平成25年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第43号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第39号から議案第43号に至る議案に対する総括質疑を終わります。

日程第13. 各常任委員会議案審査付託

○議長（甲斐 政治） 日程第13、各常任委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第4回木城町議会定例会に付託されました議案の審査については、お手元に別紙審査日程表が配付してあります。このとおり各々の案件を各常任委員会に審査付託し、本会期中に、その審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第43号に至る議案については、各常任委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第14. 陳情書の付議

○議長（甲斐 政治） 日程第14、陳情書の付議を議題といたします。

議会運営委員会、開会前日までに受理した陳情はお手元に配付いたしました陳情文書表のとおりです。

日程第15. 総務常任委員会陳情審査付託

○議長（甲斐 政治） 日程第15、総務常任委員会陳情審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。陳情第4号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2014年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情書については、総務常任委員会に審査を付託し、本会期中に、その審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、陳情第4号については、総務常任委員会に審査付託をすることに決定いたしました。

次に、陳情第5号年金2.5%削減中止を求める陳情については、総務常任委員会に審査を付託し、本会期中に、その審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、陳情第5号については、総務常任委員会に審査付託をすることに決定いたしました。

日程第16. 散会

○議長（甲斐 政治） 日程第16、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日、8日から9日までは休会。10日月曜日

は本会議午前9時開議で、一般質問となっています。

本日はこれで散会といたします。議員の方は控室をお願いいたします。

○事務局長（中井 諒二君） 皆様ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前10時03分散会
